ロ　認定市町村は、イの創業支援等事業計画に基づき、当該認定市町村及び当該認定市町村以外の者が連携して実施する創業支援等事業が、一貫して円滑に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。	ロ　認定市町村は、イの創業支援事業計画に基づき、当該市町村及び当該市町村以外の者が連携して実施する創業支援事業が、一貫して円滑に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。
ハ　認定市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、創業支援等事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項に規定する認定経営革新等支援機関との連携等により創業支援等事業を継続して行うよう努めるものとする。	ハ　認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、創業支援事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関との連携等により創業支援事業を継続して行うよう努めるものとする。
ニ　認定市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、当該創業支援等事業計画に記載された創業支援等事業の内容その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。	ニ　認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業計画に記載された創業支援事業の内容その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。
五　その他創業支援等事業に関する重要事項 認定市町村は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた創業者の新たに開始した事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、経済産業大臣に報告するものとする。	五　その他創業支援事業に関する重要事項 認定市町村は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明を受けた創業者の新たに開始した事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、経済産業大臣に報告するものとする。
六　備考 この指針において使用する用語は、法、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）、産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。	六　備考 この指針において使用する用語は、法、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）、産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府令、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○財務省告示第百七十三号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月九日から適用する。

平成三十年七月六日　財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人中小企業基盤整備機構の項の第三欄の第二号及び第三号中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改める。

○財務省告示第百七十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年六月四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年七月六日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号	国庫短期証券（第七百六十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額	
イ　価格競争入札発行	額面金額で三兆五千三百四十五億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で八千百五十四億円
七　払込金額	
イ　価格競争入札発行	三兆五千三百五十八億六千四百六十三万五千六百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	八千百五十七億八十八万二千六百円
八　最低額面金額	五万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。